

中小企業庁	一九一人
計	一七九五四人
運輸省	本省 船舶労働委員会 海上保安庁 海難審判庁 一五、六五八人 八、六六三人 八、五八五人
計	二四、四六五人
郵政省	本省 二六〇、六四〇人
電信省	本省 航空保安庁 一四二、四四三人 一、〇九六人
計	一四三、五三九人
労働省	本省 中央労働委員会 公共企業体仲裁委員会 国有鉄道中央調停委員会 専売公社中央調停委員会 国有鉄道地方調停委員会 専売公社地方調停委員会 二〇、五五五人 九、九八人 一九人 一五人 一人 六三人 四五人
計	二〇、八〇七人
建設省	本省 一〇、八五〇人
経済安定本部	本部 物価調査庁 経済調査委員会 八八七人 二、三四一人 二、六五三人 五人
計	三、八八六人
合計	八七二、二七二人

2 引揚援護庁及び電気通信省の本
省の職員の設定は、前項の規定にかかわらず、引揚援護事務又は電
通信業務の状況により、特に必要
がある場合においては、予算の定
める範囲において、政令の定める

3 第一項の定める職員の定員の
ところにより、増加することがで
きる。

外、当分の間、総務処理事業費、
特殊財産処理附帯事務費、賠償施
設処理附帯事務費及び賠償施設処

- 理事業費の支弁に係る事務並びに賠償施設処理附帯事務費及び賠償施設処理事業費の支弁によつて管理されてゐた賠償施設が指定の解除によつて普通財産である固有財産となつた場合におけるその財産の管理及び処分事務に従事させるため、各行政機関を通じて二千三百九十人以内の職員を置くことができる。
- 4 前項の職員の各行政機関別の定数は、政令で定める。
- 附則
- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十四年四月一日から適用する。但し、行政機関職員定員法等二條第一項の改正規定（以下「第二條第一項の改正規定」といふ。）中電波監理委員会及び電気通信省に関する部分は、電泉法（昭和二十五年法律第 号）施行の日から、地方財政委員会、公益事業委員会及び土地調整委員会に関する部分は、それ、その設置の日から、北海道開発庁に関する部分は、同年六月一日から、施行し、且つ、適用する。
- 2 地方自治庁の職員の定員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年四月一日から地方財政委員会設置の日の前日までの間は、百五十八人とする。
- 3 国税庁の職員の定員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年五月三十一日までの間は、六万五千九百九十五人とし、同年六月一日から同年十二月三十一日までの間は、六万七千七百三十五人とする。
- 4 引揚援護庁の職員の定員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年九月一日までの間は、三千五百五十八人とする。但し、行政機関職員定員法第二條第二項の規定の適用を妨げないものとする。
- 5 農林省の本省、食糧庁及び林野庁の職員の定員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年九月三十日までの間は、本省三万四千四百九十九人、食糧庁二万四千四百九十九人、林野庁二万四千四百九十九人とし、同省の本省及び林野庁の職員の定員は、同項の改正規定にかかわらず、同年十月一日から同年十二月三十一日までの間は、本省三万三千六百六十二人、林野庁二万四千七百七十二人とする。
- 6 通商産業省の本省及び資源庁の職員の定員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年九月三十日までの間は、本省一万二千四百八十二人、資源庁二千九百四十五人とする。但し、公益事業委員会が設置された日以後においては、その日から昭和二十五年九月三十日までの間は、本省一万七千七百六十七人、資源庁千九百二十四人とし、同年十月一日から同年十二月三十一日までの間は、本省一万三千三百四十四人、資源庁千七百七十五人とする。
- 7 運輸省の本省の職員の定員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年九月三十日までの間は、一万六千六十八人とし、同年十月一日から同年十二月三十一日までの間は、一万五千七百八十三人とする。
- 8 電気通信省の本省及び電波庁の職員の定員は、昭和二十五年四月一日から電波法施行の日の前日までの間は、改正前の行政機関職員定員法第二條第一項の規定にかかわらず、本省十四万二千四百四十三人、電波庁三千九百七十人とする。
- 9 建設省の本省の職員の定員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年九月三十日までの間は、一万八百六十六人とし、同年十月一日から同年十二月三十一日までの間は、一万八百五十八人とする。
- 10 物産庁の職員の定員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年五月三十一日までの間は五百九十四人とし、同年六月一日から同年十二月三十一日までの間は、四百五十四人とする。
- 11 経済調査庁の職員の定員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年九月三十日までの間は、三千六百六十二人とする。
- 12 各行政機関においては、行政機関職員定員法第二條の改正規定による定員（附則第三項から前項までの規定が適用される場合においては、これらの規定によつて置くことができる定員とする。）をこえる員数の職員は、昭和二十五年六月三十日までの間は、定員の外に置くことができる。
- 13 国家公務員法（昭和二十二年法

律第二百十号)第八十九條から第九十二條までの規定は、この法律の施行に基く定員又は定数の改廃によつて降任され、免職され、その他不利益な処分を受けた職員については、適用しない。

14 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)附則第八條に規定する都道府県の職員(雇傭人を含む。)のうち通商産業省又は運輸省の所管に係る臨時物資需給調整法(昭和二十一年法律第三十二号)の施行に関する事務に従事する者であつて、同條に基く政令に定める定員が昭和二十五年四月一日から同年七月一日までの間に改廃されることによつて降任され、免職され、その他不利益な処分を受けたものについては、前項の規定を準用する。

○本多國雄大員 ただいま議題になりました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明いたします。

今回提案いたしました定員法の一部を改正する案は、経済統制の廃止、事務の地方委譲等に伴う定員の縮減を行います。一方、電信電話業務、国立医療機関等の必要やむを得ないものについて、最小限度の増員を認めることにより、行政機関全般の定員の適正化をはかるうとするものであります。その内容は、大要次の四点に要約されるのであります。

第一に、総定員においては、八十七万三千二百三十七人が八十七万一千二百七十二人となり、差引き一千九百六十五人の減となっております。これを

省別に見ますと、農林、通産、運輸、建設、郵政、安本等、主として経済関係の各省におきまして、合計一万一千四百八十二人を減する一方、総理府、法務府、大蔵、文部、厚生、電通、労働の各省におきまして、計九千五百七十七人を増加することとなつております。またこれを事項別に見ますと、まず減のおもなものといたしましては、経済統制関係一万一千三十四人、府県関係二千三百七十五人等があり、増のおもなものといたしましては、電気通信施設の拡充によるもの四千四百四十五人、国立結核療養所の職員三千四百十三人、国立学校職員三百九十一人、国税庁職員一千一百人、職業安定所職員七百三十三人等があるものであります。行政目的の転換がはつきりと示されていのであります。なお今回の数字をさきに成立を見ました昭和二十五年年度予算に見積られた人員に比べますと、一万五百七十七人の減となつていのであります。

第二に、電気通信省の本省の定員につきましては、引揚援護省の場合と同様、電気通信業務の状況によつて特に必要ある場合には、予算の定める範囲内において政令をもつてこれを増加することができるとした点であります。電気通信事業はその性質上必ずしも他の政府諸機関の場合と同様にその職員数を厳格に固定しておく必要がなく、ある場合には施設を増強し、職員数を増することによつて、かえつて収益を増大することもあり得ますので、この種の便宜の措置を認めることが適当と考えられるのであります。

第三に、一般行政機関職員を縮減するほかに、さらに終戦処理事業費、特殊財産処理附帶事務費等の支弁にかか

る職員につきましても、その数を現行の五千四百六十八人から二千三百九十二人に縮減することとしたのであります。

第四は、定員減少に伴う措置として、期間は設け、六月三十日まででは新定員を越える員数の職員を定員のほかに置くことができないこととしたのであります。

さらに統制関係等の人員につきましては、統制解除の時期等に既配して、六月末のほかに九月末、十二月末の、合計三段階を設けて、行政事務の量の漸減に比例して定員を縮小するようにいたしました。また今回の定員減少に伴う退職する者につきましては、先般の行政整理の際と同様、国家公務員法のいわゆるアツピール制度を適用しないこととしたのであります。これは今回の場合におきましても、相当数の人員が退職することになりますので、この制度を適用することが実際に即しないためであります。なおこの点については、地方自治法附則第八條に規定する職員として、都道府県に勤務している物資統制関係の職員につきましても、同様に取り扱うこととしたのであります。

以上が本改正法案の主要な内容であります。これらはいずれも昭和二十五年年度均衡予算の実行を確保することと、行政機関の規模の適正化をはかるため必要な措置であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○鈴木委員 此れに於て政府の提案理由の説明は終了いたしました。御質疑はありますか。――御質疑がなければ、次に受田新吉君提案の引揚同胞対

策審議会設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑はありますか。

○小川原委員 この問題には直接関係はありませんが、関連いたしました。してお尋ねしたいことは、この引揚者が日々の新聞に非常に問題になつておりますし、またわれわれ民族としても、非常に関心を持つておる次第であります。これがどういふことが正確であるのか、はつきりしたことが十分わからぬのであります。そこで政府として今やつておられます上から考えまして、こういう点が正確であるといふお見通しのついている点をお話願いたいのであります。その一例として申し上げますと、三十万人帰らないとか何とかいふことになつておるようでありますが、それが千島の方に、あるいはカムチャツカの方に、こういう者がおつたとかいふようなことも、新聞に漏れているような次第でもありますし、国民としてこのくらい大きな関心を持つていふ問題はないのであります。

から、政府はこの際この委員会におきまして、これは何れも機構に關係のある問題ではありませんが、一応正確なことを、詳細にわたつて言うわけには行きますまいけれども、はつきりしている点をここで聞かせ願ひたい、この思つて質問する次第であります。

○田邊(憲)政府委員 お答えいたします。政府におきましては、在外邦人の残留の調査につきましては、従来とも鋭意調査を続けております。今後とも続けて行く方針であります。私の方は引揚者の援護を主管してるところでありまして、そういう方面は主として外務省等を中心として調査しておりますので、私詳細なことを存じませんから、本日は答弁を差控えたと思ひます。

○小川原委員 何かわかつていふ点はないのですか。援護の方の關係の方だからわからぬといふことであらば、これはしょうがないが……。

○田邊(憲)政府委員 私の方は引揚者の応急援護及び帰つてからの定着援護を主として主管しております。従いまして、そういう御質問のような点は、実は私の方の責任ではございませんので、主として外務省でやつておりますので、そちらの方から詳細お答えになる方が適當ではないかと思ひます。

○鈴木委員 他に御質疑はありますか。――御質疑がなければこの際討論を省略して、ただちに採決いたしました。――異議なしと呼ぶ者あり。

○鈴木委員 御異議がなければ、これより採決に入ります。本案に賛成の方の起立をお願いします。

(総員起立)

○鈴木委員 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○鈴木委員 次は大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑はありますか。

○江花委員 政府委員の方に伺ひますが、頂戴いたしました大蔵省設置法の一部を改正する法案であります。が、この第三十三條の三の六に、「第一項から第四項までの規定は、第一項に掲げる犯罪を積極的に捜査すべき司法警察職員の職務を軽減するものではない。」この條項についてちよつと御

三

説明を願いたいと思います。

○正統政府委員 たいま江花委員の御指摘になった点でございますが、これは今回国税庁の監察官が、刑事訴訟法上の任意捜査の権限を持つことに相なるのでございますが、その趣旨につきましては、前回にもすでに御説明申した通りであります。しかしながらこの国税庁監察官が新しく任意捜査の権限を持ちましたも、本来犯罪捜査の責任を持つております司法警察官、これが一般犯罪捜査と同様に、国税庁の職員につきましても、積極的に捜査をするに何らかのわりはない、これは当然のことでございますが、いわば注意的にさような趣旨をここに規定いたしましたのであります。

○江花委員 そういたしますと、つまり今度監察官に司法警察官を付與した、こういう趣旨は、この犯罪捜査というに、自分の所屬する職員の犯罪について自主的に、いわば民主的に犯罪捜査を行いたい、何といひますか、官庁組織の上から言つて、同じ系列の中にある職員に対して、つまり官庁全体として見れば、自主的に、民主的にやりになるという趣旨が、御趣旨かどうかでありますか。

○正統政府委員 今回新しく規定を設けました趣旨につきましては御質問でありますが、たいま江花委員のおつしやられました通り、今日税務の執行の全般につきまして、対納税者の関係におきましても、諸般の制度なりその運営の方法は、民主的になつておるとは御承知の通りであります。また官庁の内部組織につきましてもかつての封建的な官庁組織ではないのでありまして、今日新しく官庁組織は画期的に民

主化されておることは御承知の通りでございます。なおまた今回新税制の施行等にあたりまして、税務職員の心構えと申しましようか、一般的な納税者に対する態度、並びに内部における職務態度等が大いに民主化されなければならぬのでございます。かような意味から申しましても、今回御審議をお願いいたしておりますように、税務の実情に通じた部内の監察官が、いわゆる司法警察職員の強制捜査権行使としての捜査をまづ段階に至らないような事柄につきましても、いわゆる自衛自戒の実を上げて参るという趣旨は、これはすでに従来もやつておることであるのであります。今回御審議をお願いいたしておりますこの法律によりまして、任意捜査の明確な権限を持ちながら、これをやつて参るといふことは、これはたいま江花委員が申し上げましたような対納税者の関係、また部内の秩序の關係から申しましても、非常にいいことではないか、かよう考えておるのであります。御指摘の通り全般的に民主化された今回の制度の運営に資する上におきましても、今回の新しい権限を付與していただくということは、将来非常に有益ではないか、かように考えておる次第でございます。

○江花委員 今回の私のお尋ねに對しまして、非常に顔を立てていただいたようになつておりますが、これはおそらく部内の職員の犯罪に対する捜査を民主化する、自主性を持つという意味ももちろんありますけれども、最近税法は、元からそうでありまして、税法並びに徴税というものが非常に高度の技術を要する。そこで一般の

司法警察官にそれを期待する——それを熟知しておつて捜査するということを期待することが困難であるからして、やはり同じ部内では税法の法規を専門に研究したり、あるいは多年の経験を持つた者をここに活用したいといふことの方が重点であるというふうなことは考えております。ただしからば、その点は非常に捜査の技術的な面について妥協を期するといふことは期待できると思いますが、反面におきまして、従来の司法捜査というふうな観点から申しますと、いささか独立性というものが欠けておる。同じ部内にあつて朝晩顔を合してゐる人で、同じ系統内にある職員をお互い同士の立場でこれをいわゆる捜査する。こういうふうなことは、従来はあまり本筋のものとは顧念されておらない。さればこそこの案にも、第三十三條の二の八には、

「国税庁監察官は、第一項の規定による職務以外の職務を行つてはならない。」といふことは、いささかそこにその仕事をやりつつ、そういう事項についての捜査をやるといふことの妥協でないことを明記しておる。はたしてしからば、こういうふうにいふゆる同じ穴のむじなと言つては失礼であります。但し捜査の技術の面では救われるかも知れぬが、かえつてまたあまり技術を知らずにおつては、政治と行政事務との問題のごとく、あまり行政事務のエスパートの人では政治がでないという面があるがごとく、かえつて困りやしないか。その点に關しては現在の司法警察官で技術のまづい点を補つて、現在の司法警察官にそれを期待することができないのかどうか、こういうことに非常な疑問を持つておる。こ

れはおそらく立案者のお考えになつたことではあるまいが、どうも警察官に乗り込まれてちや／＼いじくられるのはしやくにさわる。われ／＼同士でやるうじやないかというふうなお考えであれば、これはまたさらに一考を要するところであるが、よもやこういうことはお考えでありますまい。ありますまいけれども、そういう点でいろいろ問題の点があります。独立性を保とうとすれば、技術の点で具体的にどうも知識があまり持つていない。そのため非常に捜査が行き過ぎたり、とんでもない方向に行つたりするおそれがある。しかし反面また捜査の独立性、こういうことからいへば、非常に妥協的な、安易な解決をする向きもある。こういうことになる。今まで持つて來られた権限であるならば、私どもこれを制するところは、いわゆる何といひか——そういう官庁部内の明細化をはかるというふうな意味では考えまじいけれども、新しく設けるならばかれこれの利害得失を考へて、そうしてもう少しおおらかな気持ちになれないか。こういうことを私は考へるわけです。この点についてのひとつ立案に當られた政府委員の御説明をお聞きしたいと思います。

○正統政府委員 お答えいたします。江花委員は実は非常に実情はお詳しくいらつしやるのであります。すつかかり御承知のことなものであります。いゝれば本日は私は勉強さしていただくような意味でいろいろ御指摘でございます。まず第一点でございますが、税務の行政が非常に専門的、技術的である。そのためにたとえば公金費消の問題、あるいは収賄等の問題につきまし

て、きわめて技術的な専門的な知識が在るということはおつしやる通りでございます。まして、まさにそのゆゑにこそ、監察官にある程度司法警察職員の権限を與へまして、監察官が部内の監察において収集したしるしを証拠と、司法警察職員が将来これを告発するとか、あるいはさらに強制捜査に移るような段階におきまして、一つの証拠としてこれを保全したして参る。こういうことになつて参るのであります。すなわち従来司法警察官の職權を全然持つておりません監察官の収集した証拠は、これは証拠力を持たないのでございまして、この法律によりまして任意捜査の権限を持つことになりまして、その限度におきまして一つの証拠力を持つて來る。これが今回の法律のねらいでございます。従いましや話をの通りに、税務という一つの特殊な専門的な行政分野につきまして、それらの技術及び専門的な分野に精通しておりますところの監察官がまずもつて一つの最初の段階の捜査にあたりまして、それによつて証拠を収集する。こういうふうな立案の根本の趣旨になつておりますことは、御指摘の通りでございます。まして、なお第二点といひまして、さような場合にいわゆる捜査の独立性というふうなことにいかに調和して参るかという点でございますが、この点にきつましては、二つにわけて考へておるのでございます。すなわち監察官として任意捜査の権限でございますが、いやくも任意捜査と申しましても、捜査でございます以上、この監察官にある程度の独立性を持たせたい。かような考えを持つておりますこと

の3号の「国税庁監察官は、第一項の規定による職務以外の職務を行つてはならない。」これまた一つのそのための規定でございまして同時に、現在監察官が国税庁長官に所屬してございまして、各国税局において執務いたしております場合においても、いわゆる国税局に派遣をされておる、かような形になつておるのでございまして、すなわち現に東京国税局あるいは関東信越国税局に国税庁の監察官が派遣されておるのでございまして、かような場合におきまして、当該国税局長からは何ら掣肘を受けてない。直接国税庁長官に身分的にも所屬し、職務上一切の指揮は長官から受ける。かような独立性を持つておるのであります。第二に本来の司法警察職員の捜査の独立性の問題については、先ほど江花委員から御指摘の第三十三條の三の6号、ここに先ほど御指摘のような明文を掲げまして、これによつて国税庁監察官が任意捜査の権限を持ちまして、本来の司法警察職員を制限するものではない。これを半面から申しますならば、司法捜査権というものは、これは今回の制度とは無関係に本来の独立性を持つて行使されるものであるということを明記されておる次第であります。さうな趣旨で立案されておりますし、ただいま御注意にもありましたように、この制度を運用して行く運営の仕方にかんによりましては、いわゆる臭いものにふたをするような弊害があるのではないかと御心配、まことにこれもつともなのであります。実はこの法案を立案する過程におきまして、大蔵省の内部におきまして、さうな面から相当慎重に審議をいたしたのであ

は、もつぱら大蔵省直屬の監察官が調査をいたし、捜査をいたすという制度が優先的に行われておるといふことをこの際あわせて申し上げまして、御審議の御参考に資したい。かように存じておる次第であります。

○江花委員 刑事訴訟法という、これは手続法であります、非常に複雑な法規を引用してありますので、いろいろお尋ねしたいことが残つておりますが、とにかく臭いものにふたをしないという意味で、ここに犯罪の端緒を得たるときは、ただちに檢察当局に通報すべしとか何とかいう規定を捜入される意思があるかどうか。あるいはまたこれは私の感覚から言へば、なるべく避けたい規定であつて、そうしてこれについてはこの條項だけは期限をつけて、一年なら一年だけに限りこれを認めて実施してみても、成績がよかつたらさらに引續いてやるというようなお考えかどうか。という意味は、今ある御説明いただきましたと、御熱意のほどはよくわかります。特にインテリナル・レベニューとかいふ問題につきましては御説明がありまして、必ずしもこのようことは容赦ならぬといふほどのものではないと思ひます。ほかにその例はないわけではありませぬ。ただしかしこのようことは檢察官とかさういふものがやるのが本筋のものを、いやしくも國家の官吏が部内に司法警察権、つまり本局長官が職員に司法警察権を行使して、同じ政府の職員を監督するといふことは、私は民主的ではないと思ひます。ただ正しいことを実現したいといふことは同感であります。これを實現する方法としてこのよう制度をつくつてやるということとは、

あまりセントラルマン的なやり方ではなからうと思ふ。そうして部内が次第によつては非常に暗くなるということにもなる。また規定の建前から言へば、上司が司法警察権を一部の者に持たして、他の大部分の者を監視しなければならぬ、指導しなければならぬといふことは、哀れなことである。それ自体非常に官吏の体面を傷つけるといふことを考えるわけです。しかし今言つたように、技術的な面が非常に重要であるといふことが、本案の一つの理想であると思ふのであります。今のようなお考えについては、これは御意見を拜聴することになります、その点をお聞かせ願ひたい。

○正政府委員 第一の犯罪客疑がある場合には、ただちに檢察官なりあるいは司法警察職員に通報するようになつておることを明記すべきではないか、これはお説として一つの考え方であらうと思ひます。実は私のお氣持に沿うような意味で、ここに三十三條の三の第六項、及び第五項もやはりさういふ趣旨で入つておるのでございしますが、大体六項によりまして、本来司法警察職員の職務が軽減されておる以上は、これまた御承知の通りに証據の保全といふような点から見ましても、犯罪の客疑がございまして、当然司法警察として、必要な連絡及び証據の保全に関する要求があるの

府県、公安委員会、市町村公安委員会、特別区公安委員会及び司法警察の職員と国税庁監察官とは、第一項に掲げる犯罪の捜査に關し、互に協力しなければならぬ。この趣旨からこの協力をお互に具現して行くかといふことにつきまして、細目はお互に相談をいたしておるのであります。この点につきましては、場合によりますれば、ただいまおつしやられましたような趣旨を、明確に協定の中にもうたい込むといふようなことは、私はけつこくかと思ふのであります。一応法律の條文としましては、ここにございすようなところで、何と申しましておるのでございしますから、あとは相互の協力關係の手續といひましようか、さういふような点を協定によつて明記すれば、ただいま御指摘のような協力を達成することができるとはではないか、かように考えておりますので、これは意見でございしますが、一應御参考までに申し上げた次第でございします。

なおまたこの全体の規定を一箇年程度の臨時規定にすることという趣旨でございしますが、私どもは実は今回のシヤウブ博士による新税制並びに先ほど本多國務大臣から御説明のありましたような国税庁職員をある程度増員するようないふことも考えておるのであります。目下その増員になるような職員につきましては、嚴重な試験をいたしまして、いわゆる精鋭をすぐりまして、新しい空氣を現在の税界に注入したいといふことで、せつかく努力はいたしております。私どもの衷心からの希望は、かような制度は一箇年、二箇年の間に無用にいたしたいと、実は意

気分でおります。積極的施策は先ほど申しましたように種々講じたいと考えております。ここに実は一箇年ということを明記いたしますまでもなく、実はかような制度は、今申し上げましたような種々の施策によりまして、税界に非違事件あるいは不正行為というやうなことがあつてお断ちまして、ここに御審議を願つておりますやうな制度が一日も早くその存在の理由を失うやうな事態を招来いたすべく、国税庁、大蔵省におきまして、せつかく努力をいたし、またそのために国会の国政調査等におきましても常に御監視を願つておる次第でございますので、どうかひとつさやうな趣旨に免ぜられまして、ここに一応さやういふ條文を入れなかつとも、われ／＼としてはずみやかにかやうな制度は存在の理由がなくなることを所期して努力して参りたい。かやうな趣旨でございますから、御了承を賜りたいと思ひます。

○江花委員 今のお話を聞くと、刑事訴訟法の面ではまだ不十分であります。この第三十三條の三の二項に「逮捕、差押、搜索、検証及び検視並びに同法」云々といふことがありますが、こゝういふことはおそろく監察官たる司法警察職員は行い得ない。従つてこゝう強制手段に訴える場合には、おそろく檢察官の指揮を受けるというやうなことになると思ひます。その点で先ほどの連絡のことも十分つくかと思ひますが、やはり相互に協力しなければならぬ、その義づけとして犯罪の端緒を得たときは、ただちに檢察官に連絡しなければならぬ、通報しなければならぬ。こゝういふやうな規定を置いた方がむしろいいやうな氣もします。

す。しかしいづれにしましてもこゝうやり方というものはなるべく少くしたい。また技術的という理由で隠れておるのでありますけれども、そんなことをいへば、いかなる官庁でも上司が下僚を監督する場合に、ことに建設省あたり請負師がたくさん入つてゐる、さういふやうな場合みんな監察官を使つて司法警察権を行使させるといふやうなことになるのは、非常に行政の組織といふものの従来の体系を破ることになる。鉄道のやつてゐる車掌とか、特殊な森林警察とかいふやうなものについては、場所その他の関係からさういふ問題が起きますけれども、この点は、御察意のほどはよくわかりませんが、これにはよほど考慮を加えなければならぬところがあるといふふうに考へるのであります。私は大体本日のところはこの程度において質疑を終ります。

○鈴木委員 次に海上保安庁法の一部を改正する法律案、経済調査庁法の一部を改正する法律案を一括議題といたします。小川原委員。

○小川原委員 海上保安庁の方にお尋ねしたいのですが、東北地方の酒田は古くからの大きな港でありまして、署があるのですが、それではいかぬので部を置いてもらわなければならぬといふ考へ方を持っておりますが、それはどういふふうに取り扱われますか。

○大久保政府委員 海上保安庁法の一部改正に伴ひまして、管区本部以下の地方機関の設置に關しまして、先般一案をつくつてゐる次第でございます。これはいづれも国会の御承認を得なければならぬ筋合いのものであります。

酒田には海上保安署がありまして、海上の治安維持並びに救難の基地にいたしておるのであります。東北地方の重要性にかんがみまして、あるいはこの保安署は保安部に昇格させておいた方が適當ではなかつたらうかといふことも目下実は考へてゐる次第であります。国会の御承認を受けました際、適當な御修正をいただきますれば、海上保安庁としてもさやうにいたしたいと思ひます。

○小川原委員 ただいま長官からの説明でよくわかりました。これは部といふふうになつてゐると考へておりますので、よろしく願ひます。

○鈴木委員 他に質疑はありませんか。――御質疑がなければこの際お諮りいたします。本日採決いたしました法案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任を願ひたいと存じますが、御異議はありませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕
○鈴木委員 御異議ないならば、さやうとりはからいます。

本日はこれにて政会いたします。

午後五時十六分政会

〔参照〕
引揚同僚対策審議会設置法の一部を改正する法律案(受田新吉君提出)に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕